

第 90 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成16年 6月 4日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、16区の保健所精神科嘱託医（以下「嘱託医」という。）全員分の給料及び経歴が分かるもの（以下「本件公開請求」という。）の公開請求を行った。
- 2 同月18日、実施機関は、本件公開請求に対して、嘱託医の給料については、名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例で定められており、名古屋市市民情報センターにて閲覧に供しているため、制度対象外として非公開決定を行い、嘱託医の経歴については、北区、西区、中村区、昭和区及び緑区の嘱託医の履歴書（以下「本件公開文書」という。）を特定し、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
 - (1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当
本件公開文書に記載されている個人の経歴は、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるため。
 - (2) 千種区、東区、中区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、守山区、名東区及び天白区（以下「その他の区」という。）の嘱託医の履歴書については、文書保存期間を経過しており、文書不存在のため。
- 3 同月21日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

嘱託医の対応により、精神的苦痛を受けたため、本件処分に同意せず、全部公開を求めるものである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 嘱託医は特別職の地方公務員であることから、異議申立人から請求のあった嘱託医の経歴に対して、文書保存期間内の履歴書の内容のうち、氏名、性別、印影、顔写真の情報を公開した。
- 2 嘱託医の履歴書に記載されている生年月日、年齢、本籍、戸籍筆頭者、続柄、現住所、自宅電話番号、郵便番号、連絡先（勤務先）及びその電話番号、学歴・職歴、並びに採用年月日（以下「本件非公開情報」という。）については、特定の個人を識別できるもののうち通常他人に知られたくないものと認められる。したがって、個人のプライバシー保護の観点から、これらの情報を公開しないことは正当であると考える。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 2 点が争点となっている。

- (1) 本件非公開情報が、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否か（以下「争点①」という。）。
- (2) その他の区の嘱託医の経歴が分かるものが存在するか否か（以下「争点②」という。）。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 嘱託医の履歴書について

嘱託医の履歴書は、委嘱決裁書の添付書類であり、嘱託医の委嘱を新規に行う際に、内申書とともに各区保健所から当時の名古屋市健康福祉局障害福祉部障害福祉課（以下「障害福祉課」という。）に提出されたものである。この委嘱決裁書の保存期間は、３年である。

嘱託医の委嘱は、１年ごとに障害福祉課で行うが、継続して委嘱する場合は、内申書のみが提出され、履歴書は添付されていない。

4 争点①について

- (1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

ただし、当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職務及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は、非公開情報に該当しないとしている。

- (2) 本件非公開情報は、嘱託医の居住地、経歴等に関する情報であり、氏名の記述により、特定の個人が識別されるものであることは明らかである。

また、本件非公開情報は、個人の私生活に関する情報であることから、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められる。

- (3) 次に、嘱託医は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職の地方公務員であることから、本件非公開情報が公務員の職務の遂行に係る情報に該当するか否かを判断する。

職務の遂行に係る情報とは、公務員が担任する職務を遂行する場合における情報をいい、勤務評価の内容や処分を受けたこと等職員としての身分取扱いに係る情報や、公務員個人の私的な情報は含まれないと解される。

本件非公開情報は、嘱託医個人の私生活に関する情報であり、嘱託医の職務行為と直接関係しないことは明らかであるので、公務員の職務の遂行に係る情報に該当しない。

- (4) 以上のことから、本件非公開情報は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当す

ると認められる。

5 争点②について

(1) その他の区の嘱託医については、平成12年度以前に新規に委嘱され、その後は継続して委嘱されているため、新規委嘱時の委嘱決裁書は、保存期間の経過により廃棄されている。

(2) 以上のことから、その他の区の嘱託医の履歴書は存在しないと認められる。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成16年 7月28日	諮問書の受理
7月30日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月 1日	実施機関の弁明意見書を受理
9月13日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成19年 1月 9日	異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出するように再度通知 併せて、審議継続の意思があるかどうかの確認を求める
平成21年 2月25日	異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出するように再度通知 併せて、審議継続の意思があるかどうかの確認を求めるが応答なし
10月13日 (第106回審査会)	調査審議
11月10日 (第107回審査会)	調査審議
平成22年 1月12日 (第109回審査会)	調査審議
1月27日	答申

